

シムジア®による
治療を始められる患者さんへ

上手に活用! 医療費の助成制度ガイド

2022年6月時点



はじめに

医療費が高額になった場合、一定額を超えた医療費について払い戻しを受けたり、税金の一部の控除を受けるなどのサポートを得られることがあります。この冊子では、経済的な負担を軽減する様々な助成制度をご紹介します。乾癬の治療を長く続けていくためにも、助成制度を活用し、医療費に対する不安を少しでもなくして、前向きに治療していきましょう。

目次

- 知っておきたい3つの医療費の助成制度…………… 01
- 高額療養費制度とは?…………… 02
- 高額療養費の申請…………… 04
- Q & A…………… 07
- シムジア[®]の医療費について…………… 08
- 高額療養費以外の制度…………… 11

本冊子は、2022年6月時点における制度に基づいています。
最新の情報は、厚生労働省ホームページ「高額療養費制度を利用される皆さまへ」などをご参照ください。

知っておきたい3つの医療費の助成制度

① 高額療養費制度

支払った医療費が1ヵ月で上限額を超えた場合に、加入している健康保険組合などに申請することで、超えた金額が支給される制度です。

お問い合わせ先 ご加入されている健康保険組合、病院の医事課など

② 付加給付制度

各健康保険組合が独自に定めている制度で、高額療養費制度と併用可能です。自己負担の上限額は保険組合によって異なります。

お問い合わせ先 ご加入されている健康保険組合

③ 医療費控除

1年間の医療費が10万円※を超えた場合、支払った医療費を確定申告することで、所得状況に応じた控除を受けることができる制度です。

※：その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額

お問い合わせ先 税務署



シムジア[®]による乾癬治療を始めるときに、まず確認しておきたいのは、**高額療養費制度!**
この冊子では、「高額療養費制度」について詳しく解説します。



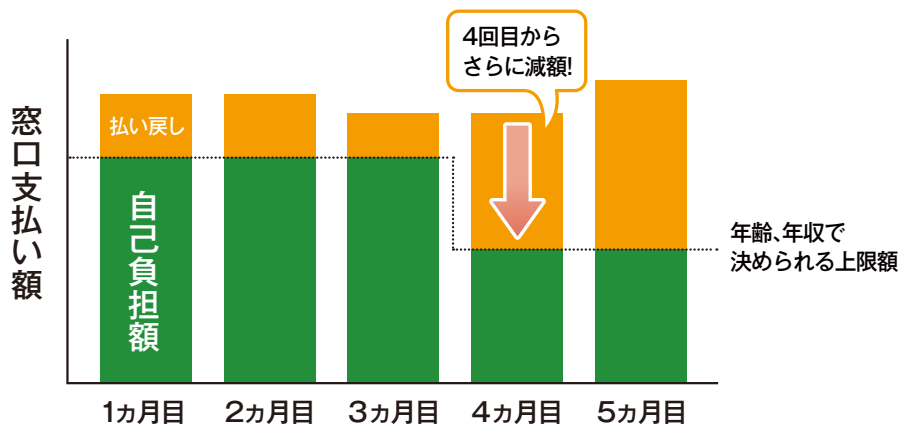
申請に際して、病院や薬局の領収書が必要なことがあります。
大切に保管しておきましょう。

高額療養費制度とは？

1カ月の医療費が上限額※1を超えた場合に、加入している健康保険組合などから払い戻しを受けられる制度です。

高額な医療費が継続する場合※2、自己負担がより軽減されます。

高額療養費制度の還元イメージ



※1：上限額は次のページの表のとおり、年齢や年収によって異なります。

※2：過去12か月以内に3回以上、上限額に達した月がある場合は、4回目から「多数回該当」となり、上限額が下がります。ただし、70歳以上で「住民税非課税」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

要するに…



申請することで窓口で支払った金額の一部が戻ってくる制度です。
4回目からは、自己負担がさらに減額となります。

高額療養費 上限額算出表

69歳以下の場合

	適用区分	1カ月の上限額(世帯ごと)	多数回該当
ア	年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額*183万円以上 国保：旧ただし書き所得*2901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	年収約770万～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	年収約370万～約770万円 健保：標準報酬月額28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

70歳以上の場合：

70歳以上では、外来だけの上限額も設けられています。

	適用区分	1カ月の上限額(世帯ごと)		多数回該当
		外来 (個人ごと)		
現 役 並 み	年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%		140,100円
	年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%		93,000円
	年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%		44,400円
一 般	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 (年144,000円)	57,600円	44,400円
非 住 民 税 税 等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	—
	Ⅰ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	—

※1：標準報酬月額とは、事業主から受ける毎月の給与

※2：旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除(33万円)を除いた額

高額療養費の申請

申請方法

加入している健康保険組合などに、高額療養費の支給申請書を提出または郵送することで支給が受けられます。病院などの領収書の添付を求められる場合がありますので、大切に保管しておきましょう。

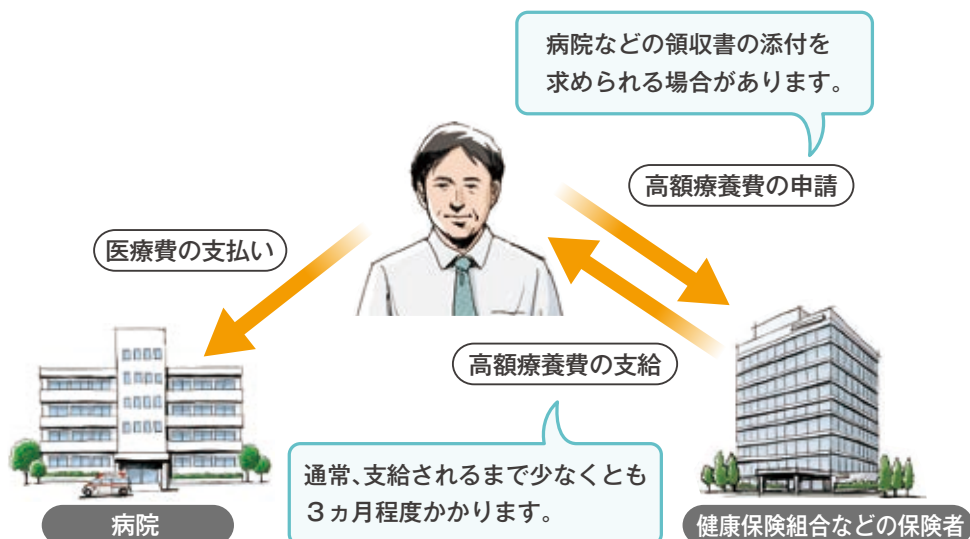
申請期限

高額療養費の申請期限は、診療を受けた月の翌月1日から2年です。

2年前までの高額療養費であれば、過去にさかのぼって支給申請することができます。2年を過ぎてしまうと、申請ができなくなってしまうため注意してください。

支給されるまでの期間

通常、高額療養費の支給には、診療を受けた月から少なくとも3ヵ月程度かかります。



窓口での支払いを負担の上限額までに抑える方法

加入の健康保険組合などから「限度額適用認定証※」や「限度額適用・標準負担額減額認定証※」の交付を受け、医療機関の窓口でこれらの認定証を提示した場合、当月の窓口での負担額が自己負担限度額までとなり、高額療養費の申請手続きが不要になります。



対象

- 69歳以下の全員
- 70歳以上で年収約370万～約1,160万円の方または住民税非課税の方

※：認定証は加入している健康保険組合などに申請することで交付されます。



要するに…

医療機関の窓口で認定証を提示すれば、窓口での支払いを最小限(上限額まで)に抑えることができます。



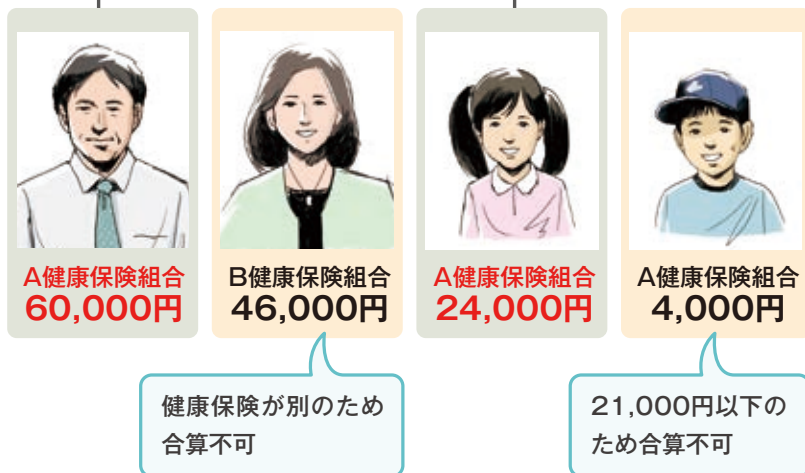
複数の受診や同一世帯※1の方の1カ月の医療費を合算※2して申請することもできます。

※1:同じ健康保険に加入している場合を指します。

※2:ただし、69歳以下の方の受診については、21,000円以上の自己負担のみ合算されます。

70歳未満の方のみの世帯の場合

合算可能



70歳以上の方と70歳未満の方がいる世帯では、計算方法が異なります。

詳しくはご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

シムジア®の患者さん向けWebサイトでも紹介しています。(アクセス方法はP13参照)

要するに…



一人一回分の医療費では上限額を超えない場合でも、複数の受診や家族の1カ月の医療費を合算して申請することができます。

Q & A

Q 高額療養費制度の対象となる医療費について、制限はありますか？

A 入院や手術の費用についても対象となります。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代、保険適用外となる治療（先進医療にかかる費用）等については、高額療養費の支給の対象とはされていません。

Q 病院で複数の診療科を受診し、それぞれの診療科での自己負担額を合計すると自己負担限度額を超える場合は、高額療養費の請求ができますか？

A 一つの医療機関としてまとめて行うことができます。なお、医科と歯科、入院と外来に関しても、窓口負担が、
① 69歳以下の方は21,000円以上のものについて
② 70歳以上の方は窓口負担の額にかかわらず
それらを合算して高額療養費を請求することができます。

Q 窓口での支払い時に認定証を提示できなかった場合はどうなりますか？

A 一時的に自己負担額の全額を支払い、後日、加入している健康保険組合などに申請することで、上限額を超えて支払った額の払い戻しを受けることが可能です。

シムジア®の医療費について

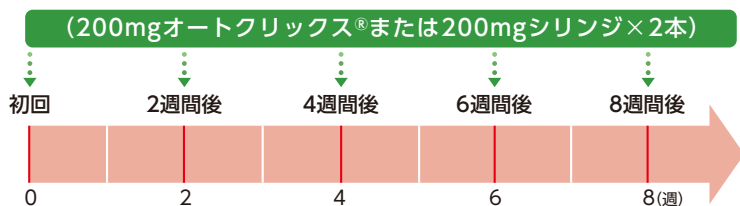
シムジア®による治療にかかる費用を把握するために、投与スケジュールについて確認しましょう。

乾癬における投与スケジュール

シムジア®は、通常400mgを2週間間隔で注射します。

治療を継続し症状が安定したら、患者さんによっては、200mgを2週間ごと、もしくは400mgを4週間ごとのスケジュールに変更となることもあります。

【通常】

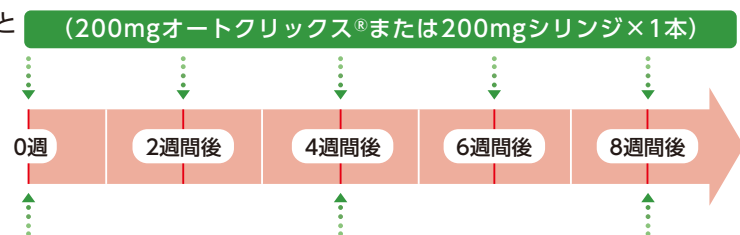


【症状安定後】

- 200mgを2週間ごとに投与する場合



指定された日(投与日)



- 400mgを4週間ごとに投与する場合



- 乾癬の症状が安定した後の投与スケジュールについては、患者さんの症状や希望を加味し、医師と患者さんとの相談のうえ決まります。
- オートクリックス®とシリンジの投与スケジュールは同じです。

適用区別の1回の受診でのおおよその医療費※(69歳以下)

シムジア®のオートクリックス®を2週間隔で400mg投与するスケジュールの場合

1回の受診で2ヵ月分(8本)の処方を受けた場合の薬剤費

	適用区分	自己負担額	多数回該当時
ア	年収約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	141,334円	該当なし
イ	年収約770万～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	141,334円	該当なし
ウ	年収約370万～約770万円 健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	82,141円	44,400円
エ	～年収約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

シムジア®のオートクリックス®を2週間隔で400mg投与するスケジュールの場合

1回の受診で3ヵ月分(12本)の処方を受けた場合の薬剤費

	適用区分	自己負担額	多数回該当時
ア	年収約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	212,000円	該当なし
イ	年収約770万～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	168,887円	93,000円
ウ	年収約370万～約770万円 健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	84,497円	44,400円
エ	～年収約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

※:2022年4月時点の薬価に基づき、薬剤費のみで計算しています(実際の医療費には薬剤費のほか、診療料や検査料などの医療費が別途加算されます)。なお、1ヵ月を4週間としています。

高額療養費制度に付加給付制度を併用した場合、さらに自己負担額が軽減されることがあります。

ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

1回の受診でのおおよその医療費※

55歳、年収500万円の方（「ウ」に該当）が、
シムジア®のオートクリックス®を2週間隔で400mg投与する
スケジュールの場合



	通常の3割負担額	高額療養費適用後の自己負担額
1ヵ月分(4本)処方を受ける場合	70,667円	70,667円
2ヵ月分(8本)処方を受ける場合	141,334円	82,141円
3ヵ月分(12本)処方を受ける場合	212,000円	84,497円

※:2022年4月時点の薬価に基づき、薬剤費のみで計算しています(実際の医療費には薬剤費のほか、診察料や検査料などの医療費が別途加算されます)。なお、1ヵ月を4週間としています。

高額療養費以外の制度

付加給付制度

各健康保険組合が独自に1ヵ月間の自己負担の上限額を定め、その上限額を超えた金額が支給される制度です。

高額療養費制度による払い戻しと併用することができます。

詳細はご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

なお、協会けんぽおよび国民健康保険には、この制度はありません。

支払いイメージ



要するに…



付加給付制度を高額療養費制度に併用した場合、さらに自己負担額が軽減されることがあります。

医療費控除

1年間に支払った医療費が一定額を超えた場合に、納めた税金の一部が戻ってくる制度です。

対象となる医療費

- 治療を目的とした医療行為に支払った費用(通院にかかる交通費も含む*1)
- 生計を同一にする家族の医療費も合算可能

※1:原則として公共交通機関の利用のみ

計算方法

医療費控除額^{※2}=

支払った医療費の合計額－保険金などで補填される金額^{※3}－10万円^{※4}

還付金＝医療費控除額×所得税率

※2:上限200万円

※3:高額療養費、出産育児一時金、生命保険の入院給付金など

※4:その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額

医療費控除を受けるための手続き

確定申告書を税務署に提出するか、電子申告にて申告してください。

要するに…

医療費控除は、確定申告の控除制度の一つです。確定申告をすることで税金が還付金として戻ってきます。



メモ

患者さん向けWebサイト



乾癬やシムジア[®]について、様々な情報をご紹介します。

psoriasis-cimzia.jp



Inspired by **patients.**
Driven by **science.**